

# 11 外国人住民数

## (1) 高知県国籍・地域別外国人住民数推移【5年間】

国・地域名	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	国・地域名	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
ミャンマー	92	93	150	259	361	ウクライナ	3	5	6	2	2
バングラデシュ	44	53	59	81	100	ウズベキスタン	2	1	1	1	1
ブルネイ						カメルーン	2	1			
カンボジア	122	104	116	125	156	コンゴ民主共和国			1		
スリランカ	7	10	14	16	28	タジキスタン			1	5	5
中国	1,012	855	959	988	987	エチオピア	1	1			
台湾	61	47	63	62	74	ガーナ	1	4	4	5	4
インド	51	58	68	87	99	ガンビア	2	2	1		
インドネシア	292	256	563	836	1,169	コートジボワール	1	1	1	4	4
イラン	3	3	4	4	5	ケニア	3	4	2	1	1
ヨルダン	1					モロッコ	1	1	2	2	1
韓国及び朝鮮	511	471	483	458	452	ナイジェリア	6	4	7	8	7
ラオス	4	2	1	9	11	セネガル	1	1	2	4	3
マレーシア	13	15	20	16	16	チュニジア	1	1	2	2	2
モンゴル	47	34	49	54	61	南アフリカ共和国	12	8	11	10	10
ネパール	62	70	110	145	151	エジプト	5	4	4		2
パキスタン	12	14	16	17	24	ブルキナファソ	1	1	4	5	5
フィリピン	727	698	788	867	937	南スーダン共和国	3	3	3	3	
シンガポール	5	4	7	5	4	カナダ	29	33	31	36	41
タイ	47	39	57	82	81	キューバ	1	1	1	1	
ベトナム	1,277	1,220	1,315	1,476	1,566	ドミニカ共和国	5	5	6	5	5
アフガニスタン			1	5	5	ホンジュラス	2	2	2	2	2
ベルギー	2	2	2	2	2	ジャマイカ		2	2	1	1
チェコ		1	3	5	2	メキシコ	3	3	4	3	3
デンマーク	1	1	1	3	1	トリニダード・トバゴ	1	1			
フランス	14	12	11	14	13	米国	149	165	179	174	182
ドイツ	5	5	7	10	10	アルゼンチン	2	1	2	1	1
ハンガリー	6	6	5	5	10	ブラジル	24	21	22	25	24
アイルランド	1	1	1	2	4	チリ	1	2	2	2	2
イタリア	2	2	5	5	5	コロンビア	1	1	1	1	1
カザフスタン	1					エクアドル	1	1	1	1	
モルドバ	1	1	1	1	1	パラグアイ			1	1	1
オランダ	3	3	3	3	4	ブータン			1	1	
ノルウェー			1	1		ペルー	9	7	9	8	8
ポーランド	1	1	1	3	3	ベネズエラ	12	12	10	12	10
ポルトガル	2	2	3	3	2	オーストラリア	35	33	31	34	35
ルーマニア	5	5	5	5	6	ニュージーランド	12	8	8	10	16
ロシア	4	3	3	7	8	トンガ	6	4	6	5	6
スペイン	5	4	3	2	5	ツバル	1	1	1	1	1
スウェーデン	1		2	3	1	オーストリア		1	1	2	1
スイス	2	3	2	2	2	東ティモール				7	20
英国	47	56	66	71	68	フィンランド				1	
モザンビーク				1	1	ナミビア				1	2
マリ				1	1	その他				1	3
						計	4,832	4,500	5,341	6,129	6,848

※法務省統計局 在留外国人統計より

※登録者数は、各年12月末日現在のデータである。

(2)高知縣市町村別外国人住民数推移【5年間】

市町村名	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	市町村名	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
高知市	1,879	1,825	1,737	1,946	2,185	2,410	芸西村	80	81	86	100	124	149
室戸市	95	48	49	92	99	125	本山町	22	22	27	36	45	40
安芸市	60	75	86	88	118	139	大豊町	39	39	39	42	49	55
南国市	354	318	317	378	463	547	土佐町	33	29	32	32	36	48
土佐市	414	408	338	417	434	506	大川村	0	0	0	3	3	8
須崎市	486	436	352	483	526	576	いの町	46	35	29	32	35	45
宿毛市	87	97	96	118	153	152	仁淀川町	41	48	41	32	40	49
土佐清水市	70	67	71	100	110	140	中土佐町	45	41	32	38	50	53
四万十市	136	129	128	148	152	160	佐川町	67	66	50	58	88	102
香南市	291	343	317	386	482	499	越知町	19	17	16	15	16	23
香美市	329	331	317	396	450	484	梶原町	3	5	6	11	14	18
東洋町	20	20	15	15	16	17	日高村	18	21	16	29	29	34
奈半利町	14	14	15	16	26	38	津野町	35	30	21	20	23	31
田野町	8	8	8	16	20	16	四万十町	90	94	90	100	115	138
安田町	3	4	5	5	11	16	大月町	21	20	12	35	50	57
北川村	5	3	7	9	11	20	三原村	13	13	18	12	15	15
馬路村	3	2	3	6	11	11	黒潮町	141	143	124	127	130	127
※登録者数は、各年12月末日現在のデータである。							合計	4,967	4,832	4,500	5,341	6,129	6,848

※法務省統計局 在留外国人統計より

(3)高知県 在留資格別外国人住民数推移【5年間】

区分	在留資格	活動内容等	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
特別永住者		入管特例法によって定める特例の在留資格。1945年9月2日以前から引き続き日本に在留する者及びその子孫	390	380	377	361	348
一時庇護許可者							
経過滞在者							
中长期滞在者	教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	19	22	18	18	18
	芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動((2)の表の興行の項の欄に掲げる活動を除く。)					
	宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	2	3	3	2	3
	報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動					
	高度専門職1号	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの					
	高度専門職1号イ	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動	3	6	7	4	6
	高度専門職1号ロ	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動			1	1	2
	高度専門職1号ハ	－略－					
	高度専門職2号	前号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動				2	2
	高度専門職2号イ～ニ	－略－					
	経営・管理 (※H26まで投資・経営)	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	9	7	9	13	18
法律・会計事務	－略－						
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	13	11	7	4	5	
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動((1)の表の教授の項の欄に掲げる活動を除く。)			2	1	1	

区分	在留資格		活動内容等	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
中 長 期 在 留 者	教育		本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	114	132	141	146	142
	技術	技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動((1)の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。)	134	158	191	181	232
	人文知識・国際業務							
	企業内転勤		本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の欄に掲げる活動	11	5	6	10	11
	介護		－略－		15	21	27	33
	興行		演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項の欄に掲げる活動を除く。）	3	2	2	3	1
	技能		本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	74	78	83	92	86
	特定技能1号		法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	68	228	636	985	1220
	特定技能2号		法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動					4
	技能実習1		次のイ又はロのいずれかに該当する活動					
	技能実習1号イ		技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	3	1	13	3	5
	技能実習1号ロ		技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	261	105	872	778	675
技能実習2		次のイ又はロのいずれかに該当する活動						
技能実習2号イ		技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	9	9	4	14	11	
技能実習2号ロ		技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	1,242	1,000	402	886	1,464	

区分	在留資格	活動内容等	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
中 長 期 在 留 者	技能実習3	次のイ又はロのいずれかに該当する活動					
	技能実習3号イ	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動			5	7	2
	技能実習3号ロ	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	270	313	348	274	138
	文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動((4)の表の留学の項から研修の項までの欄に掲げる活動を除く。)	4	2	7	2	5
	短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動					
	留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前記課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	519	349	585	646	676
	研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動((2)の表の技能実習の項の欄第1号及びこの表の留学の項の欄に掲げる活動を除く。)	2	0	5	2	5
	家族滞在	(1)の表の教授、芸術、宗教、報道、(2)の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、(3)の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	101	111	139	174	197
	特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	234	222	92	103	124
	永住者	法務大臣が永住を認める者	974	976	992	1,008	1,009
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	265	264	264	274	297
	永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	9	10	11	11	13
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	99	91	98	97	95	
その他							
合 計			4,832	4,500	5,341	6,129	6,848

※出展は、法務省統計局 在留外国人統計

※ 登録者数は、各年12月末日現在のデータである

※ 活動内容等は、法務省在留外国人統計表2024年12月末の【参考】在留資格一覧表から抜粋